

## 令和8年度分

# 建設工事、測量・建設コンサルタント等 及び物品・役務等競争入札参加資格審査 申請書提出要領

苅田町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品・役務等の入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の受付を、次のとおり行いますので、希望者はこの要領をよく読んで必要書類を提出してください。

## 申請要領

### 1 対象部門

- (1) 建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等
- (3) 物品・役務等

### 2 申請者の資格

次に掲げる要件に1つでも該当する者は、申請できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 町税、国税及び都道府県税の滞納がある者
- (3) 経営状況等が著しく不健全であると認められる者
- (4) 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者。

#### 《建設工事》

\*建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」という。）第2条に規定する建設工事を申請する者で、同法第3条に規定する許可を受けていない者（令和3年1月1日から令和7年12月31日までの間に法に規定する許可を取得していない者）

\*法第2条に規定する建設工事を申請する者で、法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査に基づく、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出できない者

#### 《測量・建設コンサルタント等》

\*「測量」分野を申請する者で、測量法に基づく測量業者の登録を行っていない者

\*「建築関係コンサルタント」分野のうち【建築一般】を申請する者で、一級、二級又は木造建築士事務所登録を行っていない者

- \* 【不動産鑑定評価】を申請する者で、不動産鑑定業者登録を行っていない者
  - \* 申請しようとする業務に関し、法令等により許可又は登録等を必要とする業種にあっては、当該許可又は登録等を受けていない者
  - \* 直近2年間において業務を行った実績のない者
- 《物品・役務等》
- \* 申請しようとする業務に関し、法令等により許可又は登録等を必要とする業種にあっては、当該許可又は登録等を受けていない者
  - \* 申請書を提出する日の属する事業年度の直前における事業年度の決算において、販売（製造）高又は請負高のない者

### 3 受付方法、期間及び受付時間（厳守）

#### ●受付方法 電子申請（紙提出の場合は郵送又は持参）

紙提出の場合は期間内に送付してください。（町内・町外共通）

令和8年1月30日（金）まで（当日消印有効）

送付先 〒800-0392

福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

苅田町役場 財政課 契約担当

※提出書類が届いたかどうかの確認には応じられません。必要に応じて、一般書留郵便等記録の残る方法で送付して下さい（確認の必要がなければ、普通郵便・メール便などでも可）。

#### 《町内・町外共通》

苅田町ホームページより申請書類をダウンロードして作成してください。

※すべての提出書類を電子申請することができますので、添付書類もPDF等で添付して下さい。

#### ◎電子申請サービスによる電子申請

令和7年12月12日（金）から令和8年1月30日（金）まで

#### ◎電子申請を利用できない場合

令和8年1月13日（火）から令和8年1月30日（金）まで苅田町ホームページから様式をダウンロードできます。（電子申請の利用促進のため、インターネットより様式をダウンロードできる期間を短くしています。）

### 4 提出書類 **※窓口で配布しません。**

苅田町のホームページからダウンロード出来ます。

役場窓口で印刷配付や作成代行などの便宜を図ることはいたしません。行政書士等に代行を依頼してください。（行政書士等の紹介もいたしません。）

なお、審査中に指摘された不足または不備の書類の再提出が令和8年3月6日（金）までにないものは7 注意事項（5）に該当するものとして取り扱います。

書類に不備のない場合、電子申請サービスより申請完了のメールを送信します。  
令和8年3月13日（金）までに届かない場合のみお問合せ下さい。

電話番号 093-434-1864 (財政課契約担当直通)

## 5 提出部数 1部（紙提出の場合）

## 6 入札参加資格の有効期間

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

## 7 注意事項

- (1) 申請書提出後、申請工種等の追加・変更は、有効期間中は原則として認めません。（削除についてのみ認めます。）
- (2) 入札参加資格を認めた者の名簿は、公開の扱いとしますので、ご承知おきください。
- (3) 入札参加資格を認められても、必ずしも指名があるとは限りません。
- (4) 申請書提出後、記載事項等について必要に応じ実態調査等を行なう場合（苅田町内の業者のみ）があります。実態に即し、正確に記入してください。  
なお、記載事項等が事実と相違していることが判明した場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (5) 書類不足や不備の場合、受付いたしません。提出された書類は原則返却いたしません。返還を希望する場合は、郵送などにかかる費用は申請者負担となります。
- (6) 申請書提出後、登録の有効期間中に登録事項に変更が生じた場合は速やかに変更届を提出して下さい。また、許可などの有効期限が切れた場合、新たな許可証の写しなど、速やかに提出してください。有効期限が切れている期間は入札参加資格を一時停止いたします。
- (7) 町税等の完納はもちろんのことですが、住宅新築資金等貸付金、保育料、奨学金貸付金、給食費、町営住宅家賃等の滞納がないように特にお願いします。
- (8) 苅田町内に事務所等を設立（法人）し、未だ届出をされていない方は税務

課まで届け出でください。

- (9) 荘田町暴力団排除条例の施行に基づき、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるため、代表者及びその役員について福岡県警に照会します。
- (10) 雇用保険、健康保険および厚生年金保険に加入義務のある方は、加入するようにしてください。(建設工事の登録をされる方は特にお願いします。)  
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書にて確認いたします。)